平成３０年（フ）第７７号
岡山市中区高屋383番地３
債務者　神邊　聖香
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１０号
岡山市北区東古松４丁目４番22号　サクラソウ203号室
債務者　小鳥　秀二
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６号
広島県三原市中之町３丁目９番１号
債務者　小川　雅代
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第２９６号
徳島県徳島市南末広町２番８―18―603号　ハイツコウシンⅡ
債務者　岡　　智史
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９号
徳島県阿波市土成町土成字大法寺272番地29
債務者　植村　美子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２号
愛媛県松山市山越１丁目12番５号　フォルム山越205号
債務者　上田　千草
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６０号
愛媛県松山市南江戸１丁目１番１号　コーポ本田201号
債務者　山本八千子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２０号
愛媛県西条市北条1232番地３　プラザハイツ新田101号室、前住所愛媛県西条市大町946番地の４
債務者　藤田　公子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第２１号
愛媛県新居浜市七宝台町甲2375番地の198、前住所愛媛県新居浜市土橋２丁目17番40号
債務者　藤田　貴幸
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第２３号
愛媛県四国中央市川之江町2405番地１　メゾン三愛302号、前住所愛媛県四国中央市川之江町739番地の３
債務者　石川　夏美
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第２１号
愛媛県今治市東鳥生町１丁目８番17号　鳥生レジデンス３　311号、前住所愛媛県今治市波方町波方甲2731番地８、前々住所愛媛県今治市地堀４丁目　地堀団地
債務者　志佐　　綾（旧姓大木）
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第６４号
熊本市北区武蔵ケ丘９丁目１番51―１号
債務者　山本　　恵
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１２６号
熊本市南区元三町２丁目４番22号　志柿アパート103
債務者　松本　浩志
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１３３号
熊本市東区山ノ内１丁目４番15―501号　ロワールマンション健軍
債務者　前田美千代
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１８号
宮崎市佐土原町上田島8189番地４
債務者　長野　仁美
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第８６号
鹿児島県鹿児島市皷川町３番19号
債務者　木村　　弾
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係